



松井町長

去る四月三十日の選挙で町民多数の御支持を得ました町長に就任致しました松井でございます。

就任の御挨拶

産炭地の課題解決を強力に推進します

『明るい役場作り』を通じて

方城町長 松井肝太

去る四月三十日の選挙で町民多数の御支持を得ました町長に就任致しました松井でございます。且つて村長時代七十七の人口を有していた方城町も現在僅万式百の全国標準に裏心に堪えないものがあります。一方、社会情勢の急進で国の委任事務、或は町自体の固有事務は旧に倍するものがあるかに感じています。特に炭坑離職者対策事業或は町民福祉関係の業務は今後共非常に増大いたしますが是等の業務は強力に推進いたします。私の主義は兼々皆様と御約束いたしました通り、先ず第一に明るい役場作りで



方城町議会議長 山本石男

産炭地対策の推進に 全力を尽します

就任の御挨拶

去る四月三十日の町議会議員選挙に於きまして皆様方の絶大な御協力によりまして議員の末席を汚す栄を得ましたが、更に五月十三日の初議会に於きまして不肖私が議会議長の重責を

No. 29 昭和38年6月10日 毎月発行 行所 福岡県田川郡方城町 印刷所 文化印刷所 田川市東区鉄砲町 電話田川②4199番

山本議長

が、先輩の方々、住民の皆様方の御指導と御叱咤を戴き、微力ながら全力を傾注して、職務を遂行致したい所存で御座います。町の現状に就きましては既に充分御承知の事と存じますが、本町の唯一の産業でありました炭坑の不振に伴う各炭坑の終閉山相次ぎ失業者は増加の一途を辿り全々マミ状態を呈して参つたのであります。これが対策と致しましては町当局もあらゆる手段を講じているところでありますが、私どもも議会人として町政発展に全力を傾注し助長して行く事が緊急且つ最大の任務ではないかと存ずる次第であります。力およびず若輩で御座います。行き過ぎや気のつかない点等が多々あることと思ひますが今後よろしく御指導を仰ぎ大任を果してまいります。以上甚だ簡単であります。が就任の挨拶に代えさせていただきます。

昭和36年度方城町一般会計決算委員会報告書

議会の委託に基き昭和三十六年度方城町歳入決算書の審査を行い左記の通り報告致します。記 一、決算書審査期間 自昭和三十一年三月二十二日至昭和三十一年三月二十五日 二、審査資料 一、昭和三十六年度現金受払簿 一冊 二、昭和三十六年度歳入出決算書 一冊 三、昭和三十六年度歳入簿 二冊 四、昭和三十六年度歳出簿 一冊 五、昭和三十六年度月別支払憑証簿 十四冊 三、審査の結果 一、歳入現況について ①固定資産税及び其の他の

税の収入未済額に対する事情調査を行ったが、種々事情が有るも、徴収の停滞は行政面に大きく影響を及ぼすものであり、徴収に対する納税義務の啓蒙、強化と納税促進に一段の努力が望まれる。尚昭和三十三年以降からの収入未済額で、その額は明り町作りが選成されます。町長も町民各位の公僕であり、将来ともこの公僕精神に徹して町行政のかなめといたしますので一層な御支援と御鞭撻をお願いいたしまして挨拶いたします

昭和36年度歳入出決算書

Table with 15 columns: 費目, 予算額, 決算額, 不用額, 決算総額に対する決算額比率. Rows include 1 議会費, 2 役場費, 3 警察、消防費, 4 土木費, 5 教育費, 6 社務費, 7 保健衛生費, 8 産業、経済費, 9 林業費, 10 財産費, 11 統計調査費, 12 選挙費, 13 公債費, 14 諸支出金, 15 予備費, 歳出合計, 歳入出差引.

Table with 15 columns: 費目, 予算額, 決算額, 増減, 増減率, 決算総額に対する決算額比率. Rows include 1 町税, 2 地方交付税, 3 公営企業収入, 4 分相金負担金, 5 使用料及手数料, 6 国庫支出金, 7 県支出金, 8 繰越金, 9 雑収入, 10 寄附金, 11 繰入金, 12 町債, 歳入合計, 歳入出差引.



# あなたは国民年金に加入していますか！

千名いると推定されます。国民年金強制被保険者の資格を有する者は、昭和三十一年四月一日現在で満二十才以上五十才未満の者で厚生年金や、共済組合法による年金制度に加入している者やその配偶者を除き、すべて強制被保険者となります。

従つて、昭和三十六年四月以降満二十才になった者も以上に該当すれば強制被

- 1、加入手続は、役場年金係で出来ます。
- 2、保険料は、二十才より三十五才未満の者については、一〇〇円です。三十五才以上の者については、一五〇円です。
- 3、納付の方法は、各地区の婦人会等による納付組織の所へ納入するか、役場年金係窓口で納入する方法があります。
- 4、保険料を納入し難い場

昭和三十六年四月より国民年金制度が発足してより現在に至るまで、法の改正(通算年金通則法の創設)等により、その内容が充実し、国民皆年金が実現すると共に今後福祉国家の支柱として益々発展すべく体制が整えられております。

国民年金に加入しなければならぬ者が当町にも若

保険者となり、加入しなければなりません。未加入の者は、法の改正で、不事事故があつた場合に、障害年金や、母子(寡母子)年金は、勿論、年をとつてからの老齢年金が貰えませんので、自己の権利を守る上からも国民年金に加入し、老後の保障を受けることが大切ではないかと思ひます。

## 通算制ができました

労働者の現実を見るとき、次々と職場をかえた

## 国民年金制度の発足により

合には、申請による保険料が免除されます。

5、国民年金は、他の公的年金制度(厚生年金等)と通算され、両方から通算老齢年金が貰えます。

○国民年金の保険料は、毎月必ず納めましょう。

# 国民年金の通算について

に、学校を卒業して、社会に出てから年をとつて引退するまでの間に、ひとつの職場で終ることは、ごく少いと思ひます。これがためそれぞれの年金制度も変わつてくるわけで、しかもその制度が年金のつく資格として、二十年とか二十五年とかその制度に加入していたことを必要条件としている

ような人は、各年金制度に別々の処置だったので、ところが、今後の通算のしくみは、我が国にあるすべての公的年金制度に属するもので、これに該当するものは、全国民であります。このように、全国民を対象とする大規模な通算制度が行なわれるのは、世界にも例のないことで、その方法

も一定の年数になる人については、年をとれば、必ず年金を出すと言つてあります。

年金の通算と言ふ方法は、これまでの年金制度の常識を破つた新しいやり方です。また、社会保障制度の歴史の上からも画期的なものと申せましょう。

通算の方法は、俗に「じゆずつなぎ方式」と呼ばれています。簡単に言へば、各年金制度に加入していた期間を、すべて合算すれば

## 「じゆずつなぎ方式」

## 通算制は世界で例のない

国民年金では、国民のうちで、昭和三十六年四月一日現在で五十才未満の人たちと、それ以上のの人たちをわけ、五十歳になつていない人たちについては、かけ金をして貰ふ保険に加入させ、五十歳以上のの人たちについては、年をとつてからどこからも年金が貰えないような場合には、福祉年金

を出すとということになつています。

従つて、こんどの通算も主として、五十歳以下の人たちのための制度になつており、これらの人たちは今後六十歳になるまでの間、何れかの制度にかけ金をすることにより、必ず年金が貰えることとなります。

来がありました。ところが前に述べたように、国民は、何れかの年金制度に加入しなければならぬことになつていながら、どの制度からも年金が貰えないと言つたような、国民が亦山できる、ということでは、

国民皆年金と言ふことも、その意義が半減することになります。そこで考え出されたのが、各制度に加入した期間をつなごうという通算制度であります。(通算年金通則法の創設三六・十一・一)

## 通算の行なわれるのは 主に五十歳以下の人

第一会	第一委員会	電話番号	議席番号	第二会	第二委員会	電話番号	議席番号	第三会	第三委員会	電話番号
委員 長	渡辺 翠	40~14	18	中山 政教	中山 政教	11~13	17	木戸 新	木戸 新	44~13
副委員 長	木村 大吉	(連絡) 42~7	4	原田 文義	原田 文義	52~13	3	原田 政幸	原田 政幸	13~12
委員	山本 石男	23~9	11	森 茂	森 茂	38~2	15	石橋 勝己	石橋 勝己	28~8
委員	勝木 武夫	(公) 141	6	仲山 坂市	仲山 坂市	5~2	1	永末 昶	永末 昶	10~14
委員	川崎 忠雄	15~11	19	香月 正利	香月 正利		5	永岡 巖	永岡 巖	
委員	仲山 亀市		14	田島 善一	田島 善一		12	勝木 満	勝木 満	
委員	香月 一生		7				2			
計										

## 方城町議会常任委員会名簿

昭和三十八年五月十三日の初議会に於いて方城町議会議長、副議長及び各部常任委員が夫々右の通り選任されました。

議長 石男 正利  
副議長 山本 香月 照見  
同副 香月 中山  
監査委員 中山

## 町議会議長並に各部常任委員が決まりました



# 国民健康保険 だより



去る六月八日、国民健康保険の保養所「筑水荘」が、井町の原鶴温泉に落成しましたので、今後大いに御利用下さい。これは国民健康保険の加入者の為の施設で、一般の旅館より安く宿泊出来るようになっておりますので、希望者は役場国保係まで御申込み願ひます。他は次の通りです

食事の部		客室の部(室使用のみ)	
朝食	100円	4時間	2人まで
昼食	150円	4時間	3人まで
夕食	200円	4時間	2人まで
朝食	80円	6畳	150円
昼食	100円	8畳	200円
夕食	150円	10畳	250円

客室使用は10時~16時の間とする。高4時間以降は1時間増す毎に50円を加算。

宿泊の部	
大 人	1泊2食付 お 1人様 450円
小学生	1泊2食付 お 1人様 350円

室料の部(食事を除く宿泊のみ)	
大 人	お 1人様 150円 丹前浴衣を含む
小学生	お 1人様 120円

休 憩 の 部	
大 人	使用時間10時~16時お 1人様 70円
小学生	使用時間10時~16時お 1人様 50円

その他  
1 料理は御希望に応じ別に調理します  
2 入浴のみお 1人様30円  
3 俵仕お 1人様1割  
4 小物借料30円  
5 採暖料冬期のみ30円

被保険者の要	
被保険者	450円
一般被保険者	580円
国保被保険者	850円
国保外被保険者	350円
国保被保険者	400円
国保外被保険者	650円

## 福祉年金 定時所得状況届は 済みましたか

毎年一回所得状況届を出さねばなりません。

届の者は早急に、国民年金、証書と印鑑を持参して届出をして下さい。

1、届出期限は、六月末日までとなっておりますが、早目に届出をすること。

2、届出場所は、役場年金係です。(届書は、役場年金係にあります)。

